## 名古屋市立中央高等学校(単位制·昼間) P T A 規約

第1章 名称

第1条 本会は名古屋市立中央高等学校(単位制・昼間) PTAと称します。

第2章 目的

第2条 本会は生徒の心身の健全な育成をはかり、よりよい高校生活を送れるよう支援することを目的 とします。

第3章 方針

第3条 本会の事業は、第2章の目的にかなったことがらとします。

第4章 会員

第4条 本会の会員は本校生徒の保護者と本校専任の教員とします。

第5章 会計

第5条 本会は、会費で運営します。会費は、1会員につき、年額900円とします。

第6章 役員の選出及び任務

第6条 本会に次の役員を置きます。

会長 1名 総会において会員から選びます。

副会長 2名以上 総会において会員から選びます。

そのなかの1名は教頭をあてます。

庶務 若干名 総会において会員から選びます。

会計監査 2名

第7条 役員の任務は次の通りとします。

会長は本会を代表し、他の役員と合議の上会務を総理します。

副会長は会長を補佐し、会長に支障がある時はこれを代理します。

庶務は会務(書記・会計・広報)を取り扱います。

会計監査は会費の会計を監査し、総会に報告します。

第8条 この会の役員の任期は1ヵ年とします。

第7章 会議

- 第9条(1)総会は会長が招集し毎年年度始めに開き、事業・会計の報告、役員選出を行います。総会 の議決は出席者の過半数の同意を必要とします。
  - (2)臨時総会は必要ある時、会長が招集します。又会員の5分の1以上の要求があり、役員会が必要と認めた時は会長がこれを招集します。
  - (3)役員会は会長が適宜必要に応じて招集します。

第8章 改正

第10条 本会の会則の変更は総会に於いて出席者の3分の2以上の賛成を得なければなりません。

附則

(1) 本規則は平成14年10月から実施します。

平成17年6月8日 一部改定

平成24年6月6日 一部改定

令和3年6月21日 一部改定